

## 福岡市中央卸売市場移転業者融資金信用保証料補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市中央卸売市場移転業者融資金信用保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、新青果市場への移転に伴い、融資を受けた市場関係者に対し、予算の範囲内において、当該融資に伴う信用保証料（以下「保証料」という。）を補助することにより、市場関係者の経費負担を軽減し、新青果市場での経営基盤の安定を図り、もって市場の円滑な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新青果市場

福岡市東区みなと香椎地区に統合・移転する新設青果市場をいう。

(2) 市場関係者

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）に定める仲卸業者、売買参加者及び関連事業者をいう。

(3) 融資

福岡市中央卸売市場移転業者融資金制度要綱（以下「融資金制度要綱」という。）に基づく融資をいう。

(4) 許可・承認

業務条例に定める市長による仲卸業者・関連事業者に対する許可、売買参加者に対する承認をいう。

### (対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、融資金制度要綱第5条を満たし、融資を受けている市場関係者とする。なお、本補助金の交付申請者は公募により募集する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなないものとする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）

第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者

(4) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付を受けようとする者に対し、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付し

たもの), 生年月日, 性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は, 対象者が融資金の信用保証を受けた際に福岡県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に支払った保証料に別表に定める保証協会の信用保証料率及び割引率の区分に応じた補助率を乗じ, 保証協会が定める信用保証料率を除して得た額とする。なお, 当該補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は, これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は, 保証協会から対象者が融資に係る信用保証を受けた日から保証料の支払いが終了する日までとする。ただし, 信用保証を受けた日から4年間を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は, 融資金の融資決定後福岡市中央卸売市場移転業者融資金にかかる信用保証料補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に, 次に掲げる書類を添付して市長に申し込まなければならない。

- (1) 信用保証決定のお知らせ又は信用保証証書の写し
- (2) 保証料を支払ったことを証する書類
- (3) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
- (4) 役員名簿(様式第1-2号)
- (5) その他市長が必要とする書類

2 補助金の交付を受けようとする者は, 次に掲げる期間中に交付申請を行うものとする。

- (1) 4月1日から同年9月30日までの期間に支払った信用保証料に対する補助金  
当該期間の翌日である10月1日から10月31日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日までの期間に支払った信用保証料に対する補助金  
当該期間の翌日である4月1日から4月30日まで

(保証料補助金の交付決定)

第8条 市長は, 前条の規定により交付申請書の提出があった場合において, 当該申請を審査し, 補助金の交付を適当と認めたときは, 当該申請者に対し, 福岡市中央卸売市場移転業者融資金にかかる信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

2 市長は, 前項の審査の結果, 補助金の交付を不適当と認めたときは, 当該申請者に対し福岡市中央卸売市場移転業者融資金にかかる信用保証料補助金交付却下通知書(様式第2号)により, その旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し又は変更及び補助金の返還)

第9条 市長は, 補助金の交付を受け, 又は受けようとする者が, 次の各号のいずれかに該当し

たときは、交付決定を取消し、又は変更し、又は既に交付した補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条第2項の各号いずれかに該当することが判明したとき
- (2) 保証料の変更があった場合
- (3) 借入期間又は金額の変更、繰上償還等の理由により、支払った保証料の返還を受けたとき
- (4) 虚偽その他の不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (5) 融資を受けた市場関係者が新青果市場への移転を実行しない場合
- (6) 融資を受けた市場関係者が許可を取り消された場合、又は正当な理由なく過去1年間の取引実績がない場合
- (7) 前号に規定する場合のほか、第2条に規定する目的に反すると認められる事実が明らかになったとき

(関係書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、融資金の用途に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して7年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表（第5条関係）

福岡県信用保証協会が定める信用保証料率の区分	割引率	補助率
第1区分	0.00%	0.400%
	0.10%	
	0.20%	
第2区分	0.00%	0.400%
	0.10%	
	0.20%	
第3区分	0.00%	0.400%
	0.10%	
	0.20%	
第4区分	0.00%	0.400%
	0.10%	
	0.20%	
第5区分	0.00%	0.400%
	0.10%	
	0.20%	
第6区分	0.00%	0.400%
	0.10%	0.350%
	0.20%	0.350%
第7区分	0.00%	0.250%
	0.10%	0.150%
	0.20%	0.150%
第8区分	0.00%	0.050%
	0.10%	0.000%
	0.20%	0.000%
第9区分	0.00%	0.000%
	0.10%	0.000%
	0.20%	0.000%

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（期 間）

2 この要綱は、平成36年3月31日をもって廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、期間内に交付決定した対象事業については、補助金の交付対象期間内は補助事業を継続する。

## 福岡市中央卸売市場移転業者融資金にかかる信用保証料補助金交付申請書（兼実績報告書）

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地  
名称  
代表者職氏名

印

福岡市中央卸売市場移転業者融資金の借入額に対する信用保証料補助金の交付を受けたいので、福岡市中央卸売市場移転業者融資金信用保証料補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

## 記

## 1 福岡市中央卸売市場移転業者融資金に基づく信用保証料の支払い

- (1) 信用保証料支払総額 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 信用保証料支払日 平成 年 月 日  
(3) 信用保証料補助申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(4) 受入口座（記入は初回のみ）

金融機関名		支店名		
口座の種類	1 普通	2 当座	3 その他 [ ]	
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

## 2 暴力団排除措置に関する同意

補助金交付申請において、申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請者が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。）は、市長が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の全部又は一部を取り消すことについて同意します。

## ※添付書類

- ①信用保証決定のお知らせ又は信用保証証書の写し
- ②信用保証料を支払ったことを証する書類
- ③市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- ④役員名簿（様式第1-2号）
- ⑤（その他必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。）

整理番号

(様式第2号)

福岡市中央卸売市場移転業者融資金にかかる信用保証料補助金交付決定(却下)通知書

福青第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市長

平成 年 月 日付で申請があった補助金の交付申請について、福岡市中央卸売市場移転業者融資金信用保証料補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 補助対象借入額 \_\_\_\_\_ 円

2 信用保証料補助の内容

(1) 信用保証料補助金の交付決定及び確定額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 各年度補助金額(分割の場合) 別紙内訳書のとおり

3 補助金交付の条件

福岡市中央卸売市場移転業者融資金信用保証料補助金交付要綱並びに福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

【注意事項】

(1) この決定に対して不服がある場合における申込みの取下げをすることができる期間は、この決定通知書受領の日から60日以内とします。

(却下の理由)

整理番号

(様式第2号別紙)

福岡市中央卸売市場移転業者融資金にかかる信用保証料補助金交付決定額内訳書

(1) 全額払いの場合

年度	信用保証料総額	うち本人負担額	補助金交付決定額
H	円	円	円

(2) 分割払いの場合

回	年度	信用保証料総額	うち本人負担額	補助金交付決定額
1	H	円	円	円
2	H	円	円	円
3	H	円	円	円
4	H	円	円	円

【注意】 分割払いの場合、前年度以前の補助金交付決定額は、既交付額となります。